

# 公益財団法人 長野県テクノ財団

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長野県テクノ財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、善光寺バレー地域、浅間テクノポリス地域、アルプスハイランド地域、諏訪テクノレイクサイド地域及び伊那テクノバレー地域における地域産業資源を活用しつつ、技術革新による地域産業の高度化と産業創出を促進し、もって地域経済の活性化と自立化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産学官連携を主要な手段として技術革新による地域産業の高度化と新産業の創出を促進する事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(基本財産の処分等)

第7条 この法人は、やむを得ない理由により、基本財産を処分（基本財産の除外を含む。）又は担保に供する場合には、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上による決議を経なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを載せた書類

4 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上による決議を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとし、会計処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ その評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

(ア) 国の機関

- (イ) 地方公共団体
  - (ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - (エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - (オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設置され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の候補者として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の評議員の選任に関する決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補充として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第17条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める役員に対する報酬等の支給の基準を準用する。

## 第2節 評議員会

（構成及び権限）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 役員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
  - (5) 基本財産の処分及び長期借入金
  - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (7) 合併、事業の全部若しくは一部譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、

その提案の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長及び専務理事の権限に関しては、理事会の決議により別に定める。

4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(副理事長)

第31条 理事会は、その決議により理事の中から副理事長7人以内を選任することができる。

2 副理事長は次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応ずること。

(2) その他理事長が指示すること。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した役員の新補充として選任された役員の新任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上による決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の新報酬等並びに費用に関する規則による。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項に関して必要な事項は、第48条に定める理事会運営規則による。

(責任の免除又は限定)

第37条 この法人は、役員の新法人法第198条において準用する法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第198条において準用する法人法第115条第1項に規定する外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。



(顧問)

第38条 この法人に任意の機関として、顧問3人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、特定の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問には費用を弁償することができる。
- 5 前項に関し必要な事項は、別に定める役員に対する報酬等の支給の基準を準用する。

## 第2節 理事会

(設置)

第39条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別の定めがあるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、法人業務の執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選定及び解任

(開催)

第41条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第1項第5号の規定により監事から理事会の招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第1項第3号により理事が招集する場合及び前条第1項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第1項第3号による場合は、理事が、前条第1項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第1項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の互選により理事会の議長を選出する。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により定める理事会運営規則による。

## 第5章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上による決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第53条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項に関わらず、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上による決議を経て、第3条に規定する目的並びに第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第51条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解散）

第52条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、第11条に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第54条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

## 第7章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第57条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第8章 補則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に決める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	市川 浩一郎	太田 哲郎	宮下 茂	西村 隆志
	野村 稔	向山 孝一	天野 良彦	小林 宰
	小泉 博司	関 安雄	佐々木 正孝	今井 克明
	細野 邦俊	宇田川 信之	岸 佐年	

監事	丸田 洋一	小林 明	柴田 博康
----	-------	------	-------

4 この法人の最初の理事長は 市川 浩一郎 専務理事は 小泉 博司 とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

北村 正博	檜山 孝	藤森 秀一	久保田 健二
萩本 範文	花村 薫	三浦 義正	岡本 正行
濱田 州博	大島 有史	河村 洋	黒田 和彦

片山 昌男      大島 俊二      中島 和幸

6 第3条に規定する善光寺バレー地域、浅間テクノポリス地域、アルプスハイランド地域、諏訪テクノレイクサイド地域及び伊那テクノバレー地域を構成する市郡は、(別表1)のとおりとする。

附 則      この定款は、平成28年6月29日に開催する定時評議員会の決議日から施行する。

附 則      この定款は、令和3年7月12日から施行する。

(別表1)

地 域 名	構 成 する 郡 市 の 名 称
善光寺バレー地域	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡
浅間テクノポリス地域	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡
アルプスハイランド地域	松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡
諏訪テクノレイクサイド地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
伊那テクノバレー地域	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、下伊那郡